

「2022 年度派遣交換留学を検討・予定している皆さまへ」

2022 年度第Ⅰ期（4 月～7 月）・第Ⅱ期（8 月～11 月）以降の派遣交換留学については、令和 4 年 2 月 4 日付文部科学省通知に基づき、本学における大学間交流協定に基づく 1 学期以上の留学プログラムを再開することとします。ついては、以下のとおり取り扱いを変更しますので、留学を検討している学生及び留学予定の学生は内容を十分にご確認願います。

なお、以下に示す＜留学を認める条件＞は、本学が渡航を許可するための条件であり、渡航を伴う派遣留学の実施については、学生個々の判断に委ねられております。また、今後の状況により、取り扱いを変更することがありますので、ご了承ください。

（改正前）

- ・派遣の 2 か月前又は先方大学への交換留学応募書類締切の前いずれか早い時点（以下、留学判断時という）で、派遣留学先（国・地域）の海外安全情報の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル 1 以下である。ただし、新型コロナウイルス感染症を事由として感染症危険レベル 2 または 3 が発出されている国への 1 年間（実際の派遣期間が 9 か月以上）の渡航については、大学が指定した以下の条件をすべて満たす場合に限り、必要な手続きを経た上で認めることとする。

（2022 年 4 月 1 日改正）

- ・派遣の約 2 か月前又は先方大学への交換留学応募書類締切の前いずれか早い時点（以下、留学判断時という）で、派遣留学先（国・地域）の海外安全情報の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル 1 以下である。ただし、新型コロナウイルス感染症を事由として感染症危険レベル 2 または 3 が発出されている国への 1 学期以上の渡航については、大学が指定した以下の条件をすべて満たす場合に限り、必要な手続きを経た上で認めることとする。

＜対象となる渡航＞

- ・原則として本学協定校への派遣留学で、留学期間が 1 学期以上のもの。

＜留学を認める条件＞

1. 本人および保護者が渡航を強く希望していること。
2. 派遣留学先（国・地域）の海外安全情報の感染症危険レベルが 1, 2, 3 であり、その事由が新型コロナウイルス感染症の影響であること。
3. 派遣留学先（国・地域）の海外安全情報の危険レベルが、新型コロナウイルス感染症以外の感染症や治安上の事由によりレベル 2 以上でないこと。
4. 派遣留学先（国・地域）が日本からの渡航を制限しておらず、渡航に必要なビザが発

行され、渡航ができること。日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合、それを遵守すること。

5. 派遣留学先協定校で交換留学生の受入れが可能であること。

6. 大学の定める期限までに、以下の必要書類を提出すること。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書
- ② 「出発届」及び出発日・帰国予定日が確認できる往復航空券等の予約確認書の写し

補足事項

・ 渡航後に新型コロナウイルス感染症以外の感染症や治安上の事由により危険レベルが2以上に上がった場合、新型コロナウイルス感染症を事由として感染症危険レベルが4以上に上がった場合のいずれかに該当した場合は、学期途中でも、帰国を要請する場合があります。速やかに指示に従って帰国してください。

・ 渡航に当たっての安全対策や各種手続きへの対応を怠った場合は、渡航を取り消すことがあります。

・ 派遣先の国・地域や大学の個別事情により上記以外にも条件が付加される場合がありますのでご留意ください。

<オンラインによる留学について>

・ 留学判断時に、新型コロナウイルス感染症を事由とした感染症危険レベルが1, 2, 3であるが、渡航予定国への入国や留学予定大学の受入れが不可であり、留学予定大学から渡航を前提とした交換留学生向けのオンライン講座が開講されるときは、渡航による交換留学プログラムの時間数と同程度であること及び渡航が可能となったときは速やかに渡航することを条件に、在籍身分を「留学」として日本での受講を認める場合があります。なお、留学当初から渡航を前提としない全期間オンラインによる留学は、原則認めないこととします。

・ オンラインによる留学が認められても、大学の指示に従わない場合は留学を取り消すことがあります。